

## 日本遺産審査・評価委員会の運営について

令和 3 年 6 月 1 5 日  
日本遺産審査・評価委員会決定

「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施細則（平成 27 年 4 月 1 6 日 文化庁次長決定）3.（4）の規定に基づき、日本遺産審査・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項について、次のように定める。

## 1. 審査関連情報の開示・公開等

## (1) 委員会等の審議内容等の取扱

委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開する。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ① 審査に関する調査審議など公平・公正な審査に影響を及ぼすことが懸念される場合
- ② その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

## (2) 審査結果の報告

審査結果は、文化庁へ報告する。

## (3) 委員の氏名

委員の氏名については、各年度における審議の終了後に公表することとする。

## 2. 委員会の議決方法

(1) 委員会の議決は、出席委員の全会一致により決する。

(2) 委員会を欠席する委員は、委員長を通じて、書面により意見を提出することができる。

(3) 委員会は、必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

(4) 委員会は、必要に応じ、翌年度以降の申請又は事業の実施に当たって、候補地域の認定を申請した者、候補地域の認定を受けた者及び日本遺産の認定を受けた者（以下「申請者等」という。）が留意すべき改善点について審議を行うことができるものとする。

### 3. 委員の順守事項

#### (1) 利害関係者の排除等

申請者等と次に掲げる利害関係のある委員は当該申請者等に係る審査には参加できない。

- ① 申請者等である地方公共団体に在職しているか、または過去3年以内に在職していた場合
- ② その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

#### (2) 秘密保持

- ① 審査の過程において知り得た申請者等の申請内容又は報告内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

### 4. その他

その他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。